

様式 4 の 7 (随意契約)

抽 出 事 案 [プロポーザル] 説 明 書

発注機関名：教育庁学校教育課

業務名	令和2年度京都府小学校教員外国語（英語）指導力向上事業
業務概要	<p>業務の目的 令和2年度から全面実施の小学校新学習指導要領が目指すコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するために、英語教育を専門とする民間企業への委託により、外国人講師等による演習形式のセミナーを実施し、外国語担当教員の英語力・英語指導力の向上を目指す。</p> <p>委託業務内容 8名程度のグループを1名の外国人講師が担当する演習形式の研修を1日実施。</p>
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	<p>本事業に最適の業者を選択するに当たっては、短期間で教員の英語指導力を高めるための研修方法や講師の指導能力等、各業者の専門的知識やノウハウ、指導技術によるところが大きいことに加え、それを裏付ける過去の研修実績も重要となる。</p> <p>そのため、委託金額だけでなく、予算の範囲内にいかに効果的な方法があるかを検討し、提案内容と企業の実績を総合的に把握した上で業者を選定する必要がある。</p>
参加資格要件及びその理由	京都府の標準的要件以外、特に無し
参加申請者数	3者
選定経過	公募期間 令和2年10月1日～令和2年11月10日 申請受付 令和2年10月1日～令和2年11月10日 外部有識者意見聴取 令和2年11月26日 選定結果の通知 令和2年12月2日 契約日 令和2年12月14日 見積限度額 2,300,000円（税込） 契約金額 2,158,000円（税込） 契約期間 令和2年12月14日～令和3年3月31日
選定業者名	株式会社アルティアセントラル
選定理由	<p>地方公共団体の間で同様の事業実績が十分であるとともに、現場のニーズを重視し充実した研修内容となっている。</p> <p>また、担当する講師に対するトレーニングや受講者が実施する自主学習への支援が充実しており、学校現場に配慮した取組が期待できるため。</p>

のある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学むすびわざ館4階
京都府教育庁指導部学校教育課企画振興係（田中）
電話 075-414-5831 FAX 075-414-5837
メールアドレス gakkyou@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和2年10月1日～令和2年11月10日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ
(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロード
できる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和2年11月10日（火）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出部数：正本1部、副本9部

エ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和2年10月14日（水）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和2年度京都府小学校教員外国語（英語）指導力向上事業に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和2年10月21日（水）午後5時までに回答する。

(5) 回答方法：質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ

(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）及び提案内容の詳細がわかる資料

ウ 価格提案書（見積書）

エ 類似事業の実績一覧（様式3）

オ 京都府税の滞納がないことの証明

府税納税証明書または府税滞納有無確認の同意書（別添様式。京都府が府税滞納の有無について確認することに、当該業者が同意する書類。）のいずれかを提出すること。

(5) その他

- 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書（見積書）の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

評価項目	評価内容	配点	標準点	A	B	C
全体の評価	提案内容の的確性(仕様書を踏まえた明確・具体的な提案)	5	3	3.33	3.66	3.66
	提案内容の的確性(効果的・効率的に実施するための提案)	5	3	3.66	3.33	4.00
	提案内容の実現性	5	3	4.33	4.00	4.66
	事業への理解・知識	10	6	6.00	7.33	8.00
提案項目①	人材の確保(事業を踏まえた指導ができる講師確保)	15	9	12.00	13.00	12.00
提案項目②	研修・教材の内容	15	9	8.00	10.00	13.00
提案項目③	実施概要報告と分析方法	5	3	3.66	3.00	4.33
提案項目④	自主学習の手法	5	3	4.33	3.00	4.33
業務実施面	業務実施体制	10	6	7.33	8.00	7.33
業務実績		5	3	3.00	5.00	4.00
府内企業		5	3	1.00	1.00	1.00
価格点	満点×(最低価格/提案価格)	15	9	13.75	15.00	14.53
合計		100		70.39	76.32	80.84